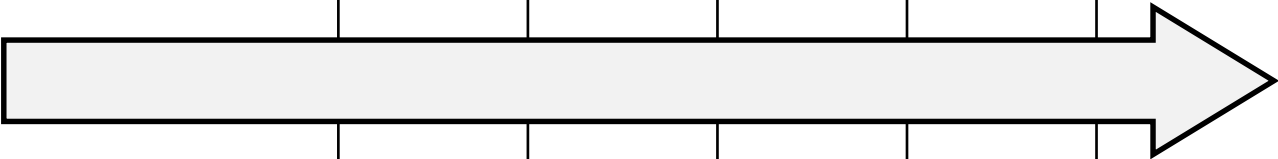


# 令和2年7月豪雨による被災者に係る令和3年7月以降の対応について

令和2年7月豪雨に伴う災害救助法の適用市町村において、住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る一部負担金等の免除の期限（令和3年6月末まで）について、被災状況を鑑みて、令和3年12月末まで延長。

事項	R2/7/4	10/31	12/31	R3/3/31	6/30	12/31
医療機関等における 一部負担金等の支払の免除						



※令和3年1月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、協会けんぽが発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。このため、協会けんぽでは、令和2年11月から免除証明書を発行している。  
また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。

【令和2年7月豪雨における災害救助法適用市町村（令和2年7月29日時点）】（出典：内閣府防災情報のページ公表資料）

	自治体名	市	町	村	計
1	山形県	13	16	2	31
2	長野県	4	4	6	14
3	岐阜県	6	0	0	6
4	島根県	1	0	0	1
5	福岡県	4	0	0	4
6	佐賀県	1	0	0	1
7	熊本県	9	12	5	26
8	大分県	2	2	0	4
9	鹿児島県	9	2	0	11
9県合計		49	36	13	98